

令和3年度養育費関係 予算概算要求の概要について

厚生労働省
子ども家庭局家庭福祉課

養育費の確保に関する今後の施策の方向性について

養育費については、養育費相談支援センターや地方自治体における養育費に関する相談支援を充実・強化するとともに、離婚前後親支援モデル事業を拡充し、離婚前からの親支援の充実や養育費の確保に係る支援施策の推進に取り組む。

赤字：令和3年度予算要求における拡充内容

青字：今後運用上改善を図るもの（非予算）

相談支援

- ・アクセスのしやすい多様な方法による支援
- ・身近な地域で伴走型の支援や専門的な相談の均てん化

<養育費等支援事業>

- ①相談員による手続相談
- ②SNS等を活用した相談支援（創設）
- ③弁護士による説明会（単価拡充）
- ④弁護士会と連携した個別相談（創設）
- ⑤託児サービスの整備（単価拡充）

<養育費相談支援センター事業>

- ①家事調停経験者等による相談支援
- ②弁護士等による専門相談（単価拡充）
- ③SNS等を活用した相談支援（創設）
- ④地域の相談支援へ繋ぐ機能の強化

取り決めに係る支援

- ・より早期の低葛藤時点からの支援
- ・受講しやすい方法による親支援講座の実施

<養育費等支援事業>

- ①リーフレットによる情報提供
- ②家庭裁判所等への同行

<離婚前後親支援モデル事業>

- ①親支援講座の実施
- ②離婚前段階から個別ヒアリングや動画教材による講義などの実施（創設）
- ③戸籍及び住民担当部署との連携強化（創設）

確保にかかる支援

- ・先駆的取組の促進
- ・横展開

地方自治体において
独自の確保支援策を実施

<離婚前後親支援モデル事業>

- ①公正証書の作成支援（補助単価創設）
- ②弁護士による個別相談（補助単価創設）
- ③保証契約における保証料補助（補助単価創設）
- ④戸籍抄本等の書類取得補助（補助単価創設）
- ⑤その他先駆的な取組への補助（補助単価創設）
- ⑥取組の横展開

※①～⑤については、令和2年度より補助対象としている。

※ 養育費の確保の推進に際しては、離婚時における養育費の取決めがより一層促進されることが重要。

目指すべき方向

	(母子家庭)	(父子家庭)
○養育費の取決め率の増	約43%	約21%
○養育費の受給率の増	約24%	約3%
	(平成28年度全国母子世帯等調査)	



- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

養育費相談支援センター業務内容等

【事業内容】

- 養育費に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供
→ ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
- 地方公共団体等において養育費相談に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
- 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応

<拡充事項>

- ・ SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を実施
- ・ 弁護士等による専門的な相談支援体制の構築

【実施主体】 国（委託して実施） ※H30～令和2年度委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）

【補助率】 定 額

【平成30年度実績】 相談延べ件数：7,516件、研修等の実施：80回

養育費等支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）【拡充】

【令和3年度概算要求額：148億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

目 的

- 母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を総合的に行うことにより、母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

事業内容

- 養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、①養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行の手続に関する相談や、②リーフレット等による情報提供、③養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援、④講演会の開催等を実施する。
- 弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。
- 地域の母子生活支援施設等の相談・支援機能を活用して、そのノウハウを活かした相談等の生活支援を継続的に行う。

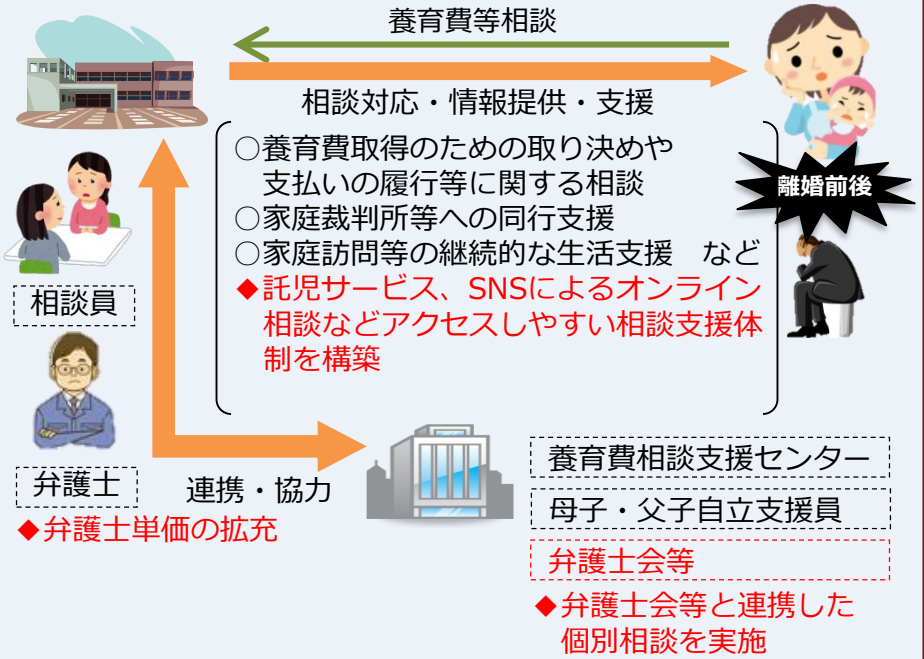
実施主体

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村
（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）
- 【補助率】 国 1/2、都道府県等 1/2

補助単価

- ① 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合
1センター当たり 3,064千円→6,633千円 **【拡充】**
- ② ①以外の事業を行う場合
 - ア 週5日以下の実施の場合 3,697千円→4,405千円 **【拡充】**
 - イ 週5日以下（土日を含む）の実施の場合 3,915千円→4,845千円 **【拡充】**
 - ウ 週6日実施の場合 4,135千円→5,073千円 **【拡充】**
 - エ 週7日実施の場合 4,578千円→5,528千円 **【拡充】**
- ③ 弁護士会等との連携による個別相談支援を行う場合 1,491千円 **【新規】**
- ④ SNSなどアクセスしやすい多様な方法により相談支援を行う場合 11,707千円 **【新規】**

事業イメージ



※赤字は、令和3年度概算要求による拡充部分

離婚前後親支援モデル事業（令和元年度～）【拡充】

【令和3年度概算要求額：148億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行う。
- 地方自治体が養育費の履行確保に資するものとして先駆的に実施する取組を支援する。

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

＜補助率＞ 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

＜モデル事業イメージ＞

地方自治体



民間団体

＜事業の全部又は一部を委託可＞

講座等の開催

①親支援講座

【講義】

- ◆ 離婚前後の父母等を対象に、離婚が子どもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性等に関する講習を実施する。
- ◆ 講義を行う者の選定に当たっては、学識経験者、元家裁調査官など離婚問題に関し知見を有する者、父母教育プログラム等を実施している民間団体等に協力を依頼する。

【グループ討議】

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、当事者間での意見交換の場を提供する。
また、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行う。

②情報提供

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、ひとり親向けの支援施策や相談窓口等の情報提供を行う。

③養育費の履行確保（R2～）【拡充】

- ◆ 公正証書の作成支援及び養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援等を行う。



- 子どもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や面会交流に関する取り決めに促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保



離婚前後親支援モデル事業の拡充について

<現 行>

(1) 離婚前後親支援モデル事業 (1 か所あたり1,713千円)

- ① 親支援講座 (H元～)
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供 (R元～)
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。
- ③ 養育費の履行確保等 (R2～)
公正証書の作成支援及び弁護士相談に関する支援等を行う。

※ ①のみ実施、③のみ実施、①～③全て実施など、いずれの場合も補助単価は1,713千円。

<要 求>

(1) 親支援講座 (1 か所あたり1,720千円)

- ① 親支援講座
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

(2) 戸籍・住民担当部署との連携強化 (1 か所あたり1,941千円)

- ・ 戸籍・住民担当部署とひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援など）を図る。

(3) 離婚前段階からの支援体制強化 (1 か所あたり1,977千円)

- ・ 別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。

(4) 公正証書等による債務名義の作成補助 (1 件あたり43千円)

- ・ 公正証書等による債務名義を作成する場合の公証人手数料の補助を行う。

(5) 保証契約の保証料補助 (1 件あたり月額50千円)

- ・ 保証会社と養育費保証契約を締結する際の保証料として本人が負担する費用の補助を行う。

(6) 戸籍抄本等の書類取得補助 (1 件あたり76千円)

- ・ 家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する収入印紙代や、戸籍抄本等の添付書類取得費用への補助を行う。

(7) 弁護士等による個別相談支援 (1 か所あたり7,866千円)

- ・ 養育費を始め、離婚前後の親支援に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。

(8) その他先駆的な取組 (1 か所あたり1,941千円)

- ・ (1) ～ (7) のほか、養育費の履行確保等に資するものとして先駆的な取組

(1) 養育費相談支援センター事業の実施【拡充】

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。

また、SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うとともに、弁護士等による専門的な相談体制の構築を図る。

【養育費確保支援事業委託費：68百万円＋事項要求】

【実施主体】民間団体（法人格を有するものに限る）（公募により選定）

【補助率】国：定額（10/10相当）

(2) 養育費等支援事業の推進【拡充】

母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を行う。

また、SNSによるオンライン相談、弁護士による法律相談、外国籍を有する家庭への対応、託児サービスの充実など相談支援体制の強化を図る。

【母子家庭等対策総合支援事業：148億円の内数】

【補助基準額（案）】

① 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合	1センター当たり	3,064千円	→	6,633千円	【拡充】
② ①以外の事業を行う場合					
ア 週5日以下の実施の場合		3,697千円	→	4,405千円	【拡充】
イ 週5日以下（土日を含む）の実施の場合		3,915千円	→	4,845千円	【拡充】
ウ 週6日実施の場合		4,135千円	→	5,073千円	【拡充】
エ 週7日実施の場合		4,578千円	→	5,528千円	【拡充】
③ 弁護士会等との連携による個別相談支援を行う場合				1,491千円	【新規】
④ SNSなどアクセスしやすい多様な方法により相談支援を行う場合				11,707千円	【新規】

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国 1/2、都道府県等 1/2

(3) 離婚前後親支援モデル事業の推進【拡充】

養育費や面会交流の取り決めに促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うモデル事業を実施する。

さらに、戸籍・住民担当部署との連携強化や、離婚の前段階からの支援体制の強化を図るとともに、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業に対する補助を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：148億円の内数】

【補助基準額（案）】

(1) 親支援講座事業	1 か所当たり：1,720千円	
(2) 戸籍・住民担当部署との連携強化事業	1 か所当たり：1,941千円	【新規】
(3) 離婚前段階からの支援体制の強化事業	1 か所当たり：1,977千円	【新規】
(4) 公正証書等に債務名義作成支援事業	1 件当たり：43千円	【新規】
(5) 保証会社と連携した保証契約の保証料支援事業	1 件当たり：50千円	【新規】
(6) 戸籍抄本等の書類取得支援事業	1 件当たり：76千円	【新規】
(7) 弁護士等による個別相談支援事業	1 か所当たり：7,866千円	【新規】
(8) その他先駆的な取組	1 か所当たり：1,941千円	【新規】

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国 1/2、都道府県等 1/2